

日米地位協定第二条の施設及び区域への立入許可手続（令和4年7月15日）

1. 目的

- (a) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき、合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。これらの施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、日米地位協定という略称で知られる別個の協定により規律される。日米地位協定第三条に基づき、合衆国は、日本国政府により提供された施設及び区域への出入を管理するために、必要な全ての措置をとることができる。
- (b) 日本国における合衆国軍隊（以下「在日合衆国軍隊」という。）は、地域社会との友好関係を維持する必要性を認識し、立入が、軍の運用を妨げることなく、部隊防護を危うくすることなく、かつ、日米地位協定第二条の施設及び区域の運営を妨げることなく行われる限りにおいて、立入申請に対して全ての妥当な考慮を払う。

- 2. (a) 以下においては、日米地位協定第二条の施設及び区域への公的な立入の許可申請のための経路及び手続を定める。
- (b) この手続において「公的な立入」とは、合衆国の施設及び区域の案内を伴う視察、合衆国軍隊の構成員との協議、及び公務遂行を目的とする日本国の公的機関の構成員による日米地位協定第二条の施設及び区域への立入を含む。
- (c) この手続は、合衆国軍隊の招待により、又は別段の相互の承認により行われる立入には適用しない。

3. 手続

- (a) 日米地位協定第二条の施設及び区域への公的な立入を希望する日本国の国民（団体の場合は、20名以下に限定する。）は、申請した立入日の遅くとも14日前（最大限可能な限り30日前）に、この手続に附属する申請様式（最大限可能な限り詳細な情報を含む。）を用いて（b）から（d）までに定める経路のうち適当なものを通じて許可を申請する。その構成員が二以上の分類に該当する団体による立入の許可申請は、（b）から（d）までに定める分類であって当該団体の構成員に適用があるもののうちその番号（IからIII）の最も小さいものに係る手続に従って行う。
- (b) 分類Iの立入のための申請は、合同委員会事務局及び外務省北米局日米地位協定室を通じて行う。
 - (1) 国会議員
 - (2) 日本国政府の中央機関の職員（自衛官を除く。）
 - (3) 相互で調整されたその他の分類II及びIIIの立入
- (c) 分類IIの立入のための申請は、防衛省を通じて在日合衆国軍隊司令部に対して行う。在日合衆国軍隊司令部及び防衛省の相互間の調整によりその他の分類I及びIIIに該当しない限り、この分類には以下の者が該当する。

- (1) 立入を予定する施設及び区域が所在する都道府県以外にある地方議会の議員
- (2) 立入を予定する施設及び区域が所在する都道府県以外にある地方公共団体の職員
- (3) 相互で調整されたその他の分類Ⅰ及びⅢの立入
- (d) 分類Ⅲの立入のための申請は、立入を予定する施設及び区域を管理する合衆国の軍人に対して直接行う。合同委員会事務局及び申請者の相互間の調整によりその他の分類Ⅰ及びⅡに該当しない限り、この分類には上記に掲げる者以外の者が該当し、以下の者を含む。
 - (1) 自衛官
 - (2) 立入を予定する日米地位協定第二条の施設及び区域と同じ地域に所在する日本国政府の中央機関の職員
 - (3) 立入を予定する申請書に記載された施設及び区域が所在する都道府県内にある地方議会の議員及び地方公共団体の職員
 - (4) 既存の日米地位協定第二条の施設及び区域と同一の場所に所在する日本国政府の施設及び区域のみへの訪問を目的とする立入
 - (5) 分類Ⅰについては合同委員会の合衆国側事務局及び日本側事務局の相互間で、分類Ⅱについては在日合衆国軍隊司令部第5部及び防衛省に所属する合同委員会の構成員の相互間で調整されたその他の立入

4. 例外

- (a) 申請を遅くとも14日前に通知すること又は団体の規模を20名以下に限定することについての例外は、合同委員会の日本側代表又は防衛省に所属する合同委員会の構成員が合同委員会の合衆国側代表に対し、例外的取り扱いの要請を行い、承認を得た場合に限り認める。
- (b) 国会議員、日本国政府の職員、地方議会の議員又は地方公共団体の職員が、公務遂行のため日米地位協定第二条の施設及び区域への即時の出入が必要であるとの理由により、公的な立入の許可申請を短期間の事前通知により行う場合、在日合衆国軍隊は、立入が軍の運用を妨げることなく、部隊防護を危うくすることなく、かつ日米地位協定第二条の施設及び区域の運営を妨げることなく行われる限りにおいて、当該申請に対して全ての妥当な考慮を払う。

5. 申請に対する回答

申請した立入日の遅くとも14日（最大限可能な限り30日）前に立入に係る詳細な情報を在日合衆国軍隊が受領した場合、在日合衆国軍隊は、4に基づき例外的取り扱いがなされる場合を除き、立入日の遅くとも3日前に全ての申請に対する回答（許可又は不許可）を通知する。

6. 立入者に同行しようとする報道関係者に係る申請

立入者に同行しようとする報道関係者に係る申請は、上記に記載した申請に含まれ、報

道関係者の同席が許可された場合は承認された人数の中に数えられる。

7. その他の事項

この手続の実施に係る事項は、防衛省と在日合衆国軍隊司令部との間、又は合同委員会事務局の間で協議する。以上に定める手続の変更又は修正は、承認のため合同委員会に提出する。

付属：立入申請様式

(Visit Request Format)

Request format for Authorization of Visit to SOFA Article II facilities and Areas
(日米地位協定第二条の施設・区域立入許可申請様式)

Visit request number (e.g., 2022-1)

(立入許可申請番号)

REQUEST DATE

(申請の日付)

1. Name of Facilities and Areas:

(FAC XXXX Facility Name (施設番号、施設・区域名))

2. Date of Visit:

Date and Time (日付及び時間)

3. Purpose of Visit:

Describe the details as much as possible, including relevant background information regarding matters to be presented during the visit. (立入の目的(可能な限り具体的に記載))

4. Visitor(s)/立ち入る者:

List of visitors, occupation (立ち入る者の氏名、役職)

5. Point of Contact of the Visitor(s)/ 申請者側の連絡調整者

Name, telephone number(s), and email address (申請者側の連絡調整者の氏名、電話番号、及び電子メールアドレス)

Note1: Details of the visit will be coordinated between points of contact. The name, telephone number and email address of USFJ point of contact will be notified to the point of contact of the visitors if the visit is authorized.

(注意1: 立入の詳細は、連絡調整者間で調整される。在日米軍の連絡調整者の氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、立入が許可された場合、申請者側の連絡調整者に通知される。)

Note 2: The commanders of the SOFA Article II facilities and areas will not comment on government-to-government issues, but on their mission related issues only.

(注意2: 日米地位協定第二条施設・区域の司令官は、政府間の問題については意見を述べず、その任務に関連する問題についてのみ意見を述べる。)

Note 3: During the visit, a representative of the visitors must keep a copy of this request format and present it upon demand while on the facility and area.

(注意3 : 立入の間、立ち入る者の代表は、この申請用紙の写しを保持し、米軍施設・区域内で要求があれば提示しなければならない。)